

社会福祉法人白鳩学園 事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩学園及び白鳩学園育成館、白鳩学園育英館、白鳩老人グループホームにおける事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「決裁」とは、決裁権者が、その権限に属する事務について、最終的にその意志を決定することをいう。
- (2) 「代決」とは、決裁権者が不在の場合において、この規程に定める者が代って決裁することをいう。
- (3) 「決裁権者」とは、理事長及び管理者をいう。

(決裁手続)

第3条 決裁は、直近上司から順次上司の審査を受けるものとする。

(代決に関する原則)

第4条 事務の決裁は、次の各号に掲げる事項を除き、代決することができる。

- (1) 業務の総合的企画及び運営についての基本方針に関すること
- (2) 新たな事業計画の樹立及び実施方針に関すること
- (3) 規程等の制定改廃に関すること
- (4) 役員及び幹部職員の人事に関すること
- (5) 予算の編成に関すること
- (6) 理事会の招集及び議案の提出に関すること

(代決の順位)

第5条 理事長が不在の場合は、指名理事がその事務を代決する。

2 管理者が不在の場合は、氏名職員がその事務を代決する。

(代決後の処置)

第6条 代決者が代決した場合、施行後起案者の責任において速やかに後閲を受けなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、決裁について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改正し、平成7年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成12年9月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成17年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成19年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成30年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、令和2年4月1日から適用する。